

○国土交通省告示第百八十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の四の三第一項第一号又の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を次のように定める。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行規則第十条の四の三第一項第一号又の国土交通大臣が定める方法を定める件
建築基準法施行規則第十条の四の三第一項第一号又の国土交通大臣が定める方法は、次の式により計算する方法とする。

$$L_r + (\Delta L_1 + \Delta L_2 + \Delta L_3)$$

この式において、 L_r 、 ΔL_1 、 ΔL_2 及び ΔL_3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L_r 敷地境界線上における騒音の大きさの基準値（単位 デシベル）

ΔL_1 距離による騒音の減衰量（単位 デシベル）

ΔL_2 消音装置を設けることその他の室外機に講じる措置による騒音の減衰量（単位 デシベル）

ΔL_3 遮音上有効な機能を有する壁その他これに類するものを設置することによる騒音の減衰量

（単位 デシベル）

2 前項の敷地境界線上における騒音の大きさの基準値は、次の表の上欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

時間	騒音の大きさの基準値（単位 デシベル）
午前六時から午後十時	五十五
午後十時から午前六時	四十五

3 第一項の距離による騒音の減衰量は、次の式によつて算出するものとする。

$$\Delta L_1 = 20 \log_{10} \frac{r_0}{r}$$

この式において、 r 及び r_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

r 室外機から敷地境界線までの距離（単位 メートル）

r_0 室外機から公称騒音値（当該室外機に付属する取扱説明書に記載された値その他の当該室外機の製造者が任意の地点で測定した値として表示された値をいう。）の測定地点までの距離（単位 メートル）

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。